本件事業のうち、「一般国道３号改築工事（南九州西回り自動車道「出水阿久根道路」）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される県道及び市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第３号及び第４号に掲げる都道府県道及び市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

さらに、本体事業の施行により遮断される農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第５号に掲げる地方公共団体が設置する用水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道３号（南九州西回り自動車道。以下「本路線」という。）は、八代市を起点とし、出水市、阿久根市等を経て鹿児島市に至る延長約140㎞の自動車専用道路である。

本路線が通過する出水市及び阿久根市（以下「本件地域」という。）は、農業等が盛んな地域であり、なつみかんの栽培、鶏卵の生産が行われ、これらは主に陸上輸送により県内外へ出荷されている。

本件地域には物流等を担う主要幹線道路として一般国道３号があるが、本件区間に対応する一般国道３号（以下「現道」という。）は、大雨による路面冠水のため通行止めが行われ、また、一部区間で交通混雑が発生するなど主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、阿久根市折口地内で17,899台／日であり、混雑度は1.44となっている。

本件事業の完成により、供用済み又は供用予定である本路線の他の区間と接続し、高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線と連絡することで、本件地域と鹿児島県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等に寄与することが認められる。また、自然災害発生時等における現道の代替路が新たに整備されるとともに、本件区間が現道の通過交通を分担することから、一部区間の交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である鹿児島県知事が、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づき、平成17年12月に環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成23年４月に環境影響評価法等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、騒音については遮音壁の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による特別天然記念物であるナベヅル及びマナヅル、天然記念物であるマガン、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサ等の生息が確認されている。ナベヅル及びマナヅルについては生息範囲が計画路線から離れており、改変は行われないことから影響は小さいとされている。マガン、オオタカ及びハヤブサについては、生息環境は周辺に広く残されることなどから、影響は極めて小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているキエビネ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が11箇所存在するが、このうち６箇所については発掘調査が完了しており、既に記録保存等の措置が講じられている。起業者は、残る５箇所についても鹿児島県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、本件地域と鹿児島県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークの形成を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第３級の規格に基づき、４車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成17年12月９日に都市計画決定された都市計画と、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う県道、市道及び農業用水路付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

3⑴で述べたように、本件地域と鹿児島県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークを早期に整備するとともに、現道は自然災害による通行止めが行われていることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、出水市長を会長とする南九州西回り自動車道建設促進期成会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　鹿児島県出水市役所及び阿久根市役所

第６　収用又は使用の手続が保留されている起業地　鹿児島県出水市下知識町、福ノ江町、平和町、浦田町、高尾野町下水流字黒木迫、字中大野、字掛越、字西大野、字峠畑、字嘉六ヶ下、字下ノ原及び字植松川原、高尾野町上水流字石橋及び字下ノ原地内